

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 令和5年度計画

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十一条の規定により、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の中期計画に基づき、令和5年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 特別支援教育に係る実際的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献

(1) 国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題に対応した研究の推進と研究成果の普及

① 「研究基本計画」に基づき、次の研究を戦略的かつ組織的に実施する。

イ 重点課題研究：文部科学省との緊密な連携のもとに、障害種の枠を超えて、国の特別支援教育政策の推進、又は教育現場等の喫緊の課題解決に寄与する研究を行う。

ロ 障害種別特定研究：各障害種における喫緊の課題の解決に寄与する研究を行う。

それぞれの研究は、ナショナルセンターとして相応しい研究を文部科学省、関係団体との緊密な連携のもとに行う。

② 重点課題研究及び障害種別特定研究の実施に当たっては、国との密接な連携による国の重要な政策課題に対応した研究を中心に精選して、令和5年度は重点課題研究4課題、障害種別特定研究1課題を実施する。

イ 令和5年度は、重点課題研究を次のとおり実施する。

（重点課題研究：教育課程に関する研究（国への政策貢献））

・特別支援教育に係る教育課程の基準等に関する研究（令和5～7年度）

（重点課題研究：切れ目ない支援の充実に関する研究（教育現場の喫緊の課題に対応））

・多様な教育的ニーズのある子供の学びの場の充実に関する研究（令和5～7年度）

・共生社会の担い手を育む教育に関する研究－障害理解教育の検討を中心－（令和5～7年度）

・高等学校における障害のある生徒の社会への円滑な移行に向けた進路指導と連携の進め方等に関する研究（令和3～5年度）

ロ 令和5年度は、障害種別特定研究を次のとおり実施する。

・肢体不自由教育におけるＩＣＴの活用に関する研究：肢体不自由分野

(令和 5 ~ 6 年度)

- ③ 上記の研究課題のほか、将来的な教育政策の検討資料を提示する先端的・先導的研究については令和 5 年度に 1 課題を実施するとともに、新規研究課題の募集を行う。共同研究については、令和 4 年度の検討・協議結果を踏まえ、連携を進めている大学や近隣の関係機関等と組織的に実施に向けた協議を進めながら研究課題や実施方法等を検討・決定する。さらに、国からの要請に応じた研究に取り組む。また、科学研究費補助金等の各種研究資金制度に関する情報収集と所内周知、外部の講師等による研究力向上セミナーを実施するなどにより、研究活動の活性化を図る。
- ④ 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、文部科学省と協議するほか、研究内容の一層の充実や令和 6 年度開始の新規研究課題の設定に向け、都道府県等教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対して研究ニーズ調査を実施して研究課題の精選、研究計画の立案・改善を図る。
- ⑤ 研究を戦略的かつ効果的に推進するために、都道府県教育委員会や大学等研究機関、校長会等と連携して、研究課題に応じて外部の研究協力者・研究協力機関を選定し、積極的に登用する。また、隣接する筑波大学附属久里浜特別支援学校（以下「久里浜特別支援学校」という。）をはじめとする神奈川県内の特別支援学校等及びその所管の教育委員会、近隣の関係機関との連携を推進するための体制を強化し取組を推進する。さらに、学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進する。加えて、広島オフィスを拠点とし、広島県内の学校、関係機関との連携を推進する。
- ⑥ 国に対しては、政策立案・施策推進等に寄与するよう報告書並びに研究データ等を提供する。都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校などに対しては、施策推進や教育実践に寄与するよう研究成果報告書のほか、コンパクトで活用しやすいリーフレット、指導資料等を作成し、研究成果の効果的な還元を図る。また、研究所で実施する研修講義等に研究成果を反映させる。

引き続き、公立の教育センターへの情報提供の改善を図るとともに、関係諸機関に対して、可能なものについては、調査結果の速報値等の提供に努める。また、校長会をはじめ関係団体の諸会議等において、研究成果を紹介する機会を確保する。

- ⑦ 全国の公立の特別支援教育センターを含む教育センターや都道府県・指

定都市・中核市教育委員会における研究成果の活用状況（教育委員会での業務での活用、研修会等での活用、学校への情報提供等）についてアンケート調査を実施し、6割以上の教育委員会や教育センターに活用されているかの検証を行う。また、研究成果がより一層教育現場で活用されるよう、特別支援教育センター等から得られた情報を元に研究成果のアウトプット方法、活用方法の改善を図る。

（2）評価システムの充実による研究の質の向上

① 「研究基本計画」に基づき、重点課題研究及び障害種別特定研究については、研究課題ごとに、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間時及び終了時における内部評価及び外部の専門家からなる研究所運営委員会による外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図る。

また、先端的・先導的研究の研究課題については、進捗状況を確認し、研究計画の改善を図る。

外部資金研究等については、その成果の普及について所内で審議したり、研究所運営委員会に報告したりして成果の意義、及び活用や普及に関する助言を得るなどし、これに基づいて、多様なメディアを活用し様々な機会を捉えて発信することで、研究活動の推進を図る。

② 研究の評価に当たっては、研究区分の特性に応じた評価システムを運用し、研究成果の活用可能性を含めた評価の観点・項目の設定、自己評価の充実などの評価システムについて、外部専門家の意見を踏まえるなどして、必要な評価システムの改善を行う。また、評価結果を研究課題の設定や研究内容の改善に生かすとともに、研究所の研究活動の質的向上につなげるなど、P D C Aサイクルを重視して評価システムを運用する。

2. 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成

（1）国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上

① 「研修指針」に基づき、次の研修を実施する。

イ 特別支援教育専門研修：各都道府県等の障害種ごとの教育の中核となる教職員を対象に、障害種別にコース・プログラムを設け、その専門性と指導力の向上を図る研修（約2か月間の宿泊若しくはオンライン研

修、又は宿泊とオンラインを組み合わせて行う研修)

(第一期) 視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース

募集定員 : 70 名

実施期間 : 令和 5 年 5 月 8 日～令和 5 年 7 月 7 日

(第二期) 発達障害・情緒障害・言語障害教育コース

募集定員 : 70 名

実施期間 : 令和 5 年 9 月 6 日～令和 5 年 11 月 10 日

(第三期) 知的障害教育コース

募集定員 : 70 名

実施期間 : 令和 6 年 1 月 10 日～令和 6 年 3 月 14 日

募集定員計 : 210 名

ロ インクルーシブ教育システムの充実に関する指導者研究協議会：各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象に、特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に関する専門的な知識・技能等の向上を図る研修（各 1 日～2 日間程度の宿泊又はオンライン研修）

・ 特別支援教育における I C T 活用に関する指導者研究協議会

募集定員 : 70 名

実施期間 : 令和 5 年 7 月 27 日～令和 5 年 7 月 28 日

・ 高等学校における通級による指導に関する指導者研究協議会

募集定員 : 70 名

実施期間 : 令和 5 年 8 月 31 日～令和 5 年 9 月 1 日

・ 交流及び共同学習推進指導者研究協議会

募集定員 : 80 名

実施期間 : 令和 5 年 11 月 22 日

ハ 特別支援学校寄宿舎指導実践協議会：全国特別支援学校長会と連携し、各都道府県等において指導的な立場にある寄宿舎指導員を対象として、寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関する実践発表、情報交換等を行い、寄宿舎における指導の充実を図る協議会（オンライン研修）

募集定員 : 60 名

実施期間 : 令和 5 年 8 月 22 日

ニ 上記のほか、教育委員会及び教育センター等の指導主事等を対象として、発達障害教育に関する専門的知識を深め、研究協議等を通して、各地域における発達障害教育の実践的な指導力の向上を図る発達障害教育実践セミナー（オンライン研修）を実施する。

募集定員：70名

実施期間：令和6年1月25日

- ② 研修の計画及び実施に当たっては、文部科学省、久里浜特別支援学校、教職員支援機構をはじめとする関係機関から、意見を聴取し、研修に求められるニーズや、ICT環境の整備など、学校教育を巡る状況の変化や社会情勢の変化等を的確に反映させる。また、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、国の特別支援教育政策や研究成果等の最新の知見等をカリキュラムに取り入れるとともに、講義のほか、演習・研究協議等の形式を多く取り入れ、受講者が受講した内容を実際の教育や活動の中で生かせるようプログラムを工夫する。

また、研修の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から来所期間について検討の上、実施するとともに、来所の際の感染防止対策を適切に講じる。Withコロナ・Afterコロナに対応した研修や研究所の施設・立地を生かした研修（ラボ型研修）を本格的に実施する。

研修実施後は、その内容や実施方法による効果等を分析し、ポストコロナ社会におけるICTの活用や一層のオンライン研修の充実と併せて、集合・宿泊型研修等とオンライン研修それぞれの良さを生かした効果的な研修となるよう見直しを継続する。

- ③ 研修のより効率的・効果的な実施に資するため、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構との連携について検討する。
- ④ 研究所が設定する受講者定員に対する実際の受講者の参加率が、80%以上となるようにする。また、任命権者である教育委員会等に対して、研修修了1年後に受講者の指導的役割の実現状況（各地域で行う研修や研究会等の企画・立案、講師としての参画などの指導的役割の実現状況）についてのアンケート調査を実施し、80%以上の達成を確保する。

また、特別支援教育専門研修の受講者に対して、事前に設定した研修の自己目標の修了直後における実現状況についてアンケート調査を実施し、80%以上の達成を確保する。

これらのアンケート調査で、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等の改善について検討する。

併せて、国の特別支援教育政策の動向等を踏まえたカリキュラム等の見直しを外部有識者の参画を得ながら行うなど、PDCAサイクルを重視した研修の運営を行う。

（2）各都道府県等が実施する教員の資質向上に関する支援

- ① 「研修指針」に基づき、特別支援教育に関する基礎的及び専門的内容の講義を収録し、インターネットにより学校教育関係者等へ配信する。
- イ インターネットによる講義配信（以下「NISE 学びラボ」という。）で配信する講義コンテンツについて自己評価ツールを加えるなど、個別最適な学びが可能となるよう、計画的に更新するとともに、協働的な学びを目指したモデルプログラムの提案を行う。また、活用事例を含めた手引きを作成し、各都道府県教育委員会等にオンラインにて周知を図る。併せて教職員支援機構が運営する「教員研修プラットフォーム」での「NISE 学びラボ」の活用を促進する。
- ロ 「NISE 学びラボ」の活用例や研修モデルを提案し、教育委員会や学校が実施する研修における「NISE 学びラボ」の活用を推進するとともに、教育委員会、特別支援教育センター、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等に対して、幅広く広報し、利用を促進する。また、「NISE 学びラボ」の自治体の団体受講登録について、60%以上の都道府県で行われるようにするとともに、「NISE 学びラボ」の受講登録数を、14,000人以上を確保する。
- ② 大学等と連携を図り、教員養成段階の学生等を対象としたコンテンツを配信するとともに、その活用について各都道府県教育委員会等への周知を図る。
- ③ 特別支援学校教諭免許状の取得率向上のため、インターネットを通して免許法認定通信教育を、前期後期各 2 科目ずつ実施する。また、特別支援教育教諭免許状の取得のための科目を通信制課程を持つ大学と共同して広報活動を行う。なお、これらの実施に当たっては、受講者の利便性を考慮した運営の工夫を検討する。
- （令和 5 年度前期開設科目）
- ・視覚障害児の教育課程及び指導法に関する科目（1 単位）
 - ・聴覚障害児の教育課程及び指導法に関する科目（1 単位）
- （令和 5 年度後期開設科目）
- ・視覚障害児の心理、生理及び病理に関する科目（1 単位）
 - ・聴覚障害児の心理、生理及び病理に関する科目（1 単位）
- ④ 特別支援教育専門研修において、免許法認定講習を実施する。
- ⑤ 免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数を令和 5 年度間に、延べ 800 人以上を確保する。

3. 特別支援教育に関する情報普及の充実や自治体・学校への支援

(1) 特別支援教育に関する情報発信

① 戰略的な広報の推進

幼稚園等、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の関係者の理解・支援の充実に貢献するため、関係機関との連携を推進し、研究所における情報収集・発信方策や広報の在り方と取組を強化する等を目的に作成する「広報戦略」を基本としつつ、次のとおり、戦略的・総合的に情報収集及び情報提供を行う。

なお、「広報戦略」については、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、隨時、柔軟に見直しを行う。

イ 研究所の研究成果をはじめ、特別支援教育に関連する学術的な内容から教育実践に関わる内容まで、関係団体や関係機関等をとおして、幅広い情報を計画的に収集する。

ロ 収集した情報については、専門的な研究内容や、教育現場に必要な実践に関する情報、理解・啓発に関する基礎的な内容など、情報内容に応じて、体系的・階層的に整理して、発信する対象を考慮したコンテンツとして整備する。特別支援教育教材ポータルサイトを改良し、ＩＣＴ教材の活用に関する実践についても提供する。

ハ 幼稚園等、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の教員や教育委員会、保護者、関係団体等に対して、インターネットをはじめ広報効果の高いツール（ホームページ、ＳＮＳなど）の様々な手段を活用して、研究成果などの研究所が有する情報の発信、提供を充実するとともに、現場での活用を促進する。

ニ 研究所のホームページについて、情報コンテンツを計画的・体系的に整備することにより、様々な利用者層にとって、有用でわかりやすいものとなるようにアクセシビリティーやユニバーサルデザインへの配慮に留意する。

ホ 研究成果については、ホームページを通じて、研究成果報告書のほか、サマリー集やガイドブック、リーフレット等わかりやすい形で情報提供を行うとともに、学会発表及び誌上発表を行う。

また、オンラインセミナー等の開催、研究所セミナーや専門研修等の機会の活用など、研究成果の普及や活用の促進を図る。

ヘ 研究所における研究成果を中心とする特別支援教育に関する論文等を広く公開し、特別支援教育の発展に寄与することを目的として年1回研究紀要を刊行する。

研究所における研究活動及び事業等の諸活動に関する取組実績や特別支援教育に関する情報は、特総研ジャーナル、英語版の NISE Bulletin に掲載しホームページで公開する。令和 4 年度の活動実績を記載したものを令和 5 年度に刊行及びホームページ公開が行えるよう、その作成を進める。

また、メールマガジンなどを活用して、研究所の研究成果や特別支援教育に係る最新の情報等を紹介する。

ト 令和 4 年度に実施した研究所のホームページの有用度（ホームページの使いやすさや情報量の多さ、情報検索の容易さ等）調査に基づき、ホームページの利便性の一層の向上を図る。ホームページの利用状況等を把握して、年 75 万以上の訪問者数を確保する。

チ 国内外の大学図書館等と連携し、研究所の研究成果や研究所が保有する学術文献に関する情報を特別支援教育の研究者（大学教員、大学院生等）に積極的に提供して、特別支援教育に関する研究の振興と質の向上に貢献する。

② 教育関係者はじめ国民への幅広い理解啓発・理解促進の活動の推進
(教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動)

教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を充実するため、以下の取組を実施する。

イ 特別支援教育に関する教育現場等関係機関との情報共有及び研究成果の普及を図るための研究所セミナーを開催し、有益な情報が得られたとの回答について 85% 以上を確保する。また、研究所及び特別支援教育の理解啓発を推進するため、久里浜特別支援学校をはじめとする特別支援学校等と連携し、国民に対し研究所の活動を紹介する取組を行う。

ロ 地域における特別支援教育の理解啓発を図るため、教育委員会、特別支援教育センター（教育センターに特別支援教育を担当する部署がある場合当該部署を含む。以下、「特別支援教育センター等」という。）、関係団体等及び大学と連携を図りながら、講演や研究協議、発達障害教育、インクルーシブ教育システム構築、ＩＣＴ機器などのセミナーを年 3 回開催する。（集合型だけでなくオンラインによる開催を含む）

ハ 幼稚園等、小・中学校、高等学校等で特別支援教育の指導の経験のない又は経験年数の少ない教員に対する特別支援教育に関する理解啓発・情報普及を目的として、研究所が有する知見や教育実践に役立つ基本的な情報等を活用したリーフレットを令和 5 年度に 8 種類程度作成し情報発信の充実を図る。

(発達障害教育に関する理解啓発活動)

発達障害教育推進センターのウェブサイトを通じて、幼稚園等、小・中学校、高等学校等の教員、保護者等に対して、特に通常の学級に焦点を当て、発達障害教育に関する教育現場で有効な情報提供の充実を図るとともに、教育、医療、保健、福祉、労働等の発達障害者支援の充実、連携促進に関する情報を提供する。また、教育委員会や福祉機関等の関係機関と連携した取組を実施し、地域における支援体制の充実を図る。

イ 発達障害教育推進センターのサイトにおいて、発達障害のある子どもの教育の推進・充実に向け教育現場での活用、特に通常の学級における指導・支援に焦点を当て情報提供の充実を図る。年間 10 万件以上の訪問者数を確保する。また、国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターと共同運営するポータルサイトにおいて、教育、医療、保健、福祉、労働等の発達障害者支援の充実、連携促進に関する国のサイトとして内容の見直し、分かりやすい情報提供の工夫の検討と修正を行う。

ロ 教育委員会や教育センター、国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センター、福祉等の関係機関とも連携し、発達障害教育に係る教員の資質向上に関する取組を進め、発達障害教育実践セミナー等で全国に普及を図る。さらに、文部科学省や厚生労働省、保護者団体等の関係機関と連携し、世界自閉症啓発デーに係るイベントを実施する。

(支援機器等教材に関する理解啓発活動)

幼稚園等、小・中学校、高等学校及び特別支援学校において、特別支援教育における支援機器等教材を広く普及させるため、研究所の i ライブラリー（教育支援機器等展示室等）、ＩＣＴ活用実践演習室や発達障害教育推進センター展示室を計画的に整備するとともに、特別支援教育教材ポータルサイトを改良し、支援機器等に関する情報の提供の充実を図る。

また、発達障害に関する支援ツール等については、ライフステージに応じた情報が得られるように、発達障害教育推進センターのウェブサイトと展示室のつながりを持たせるとともに、ウェブサイト及び展示室の再整理を行う。

(2) インクルーシブ教育システム構築の国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進

イ 諸外国（アメリカ、イギリス、オーストラリア、スウェーデン、ドイツ、フィンランド、韓国を予定）のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向や取組を計画的に収集し、国内との比較・検討など参考になる情報をホームページ等で広く公表する。

ロ 韓国の国立特殊教育院と特別支援教育協議会（仮称）を開催する等、研究交流の促進を図るとともに、海外における特別支援教育に関する情報について、オンラインによる情報提供等を通して、広く教育関係者や一般国民への情報の普及を図る。

また、JICA研修プログラム等への協力を含め、海外からの視察・見学を積極的に受け入れ、我が国の教育制度等についての情報提供を行う。

（3）自治体や学校が直面する課題の解決に関する支援や情報発信

① インクルーシブ教育システムの構築に向けた都道府県等への支援

イ 各都道府県・市町村がインクルーシブ教育システムを構築していく上で直面する課題について、その解決を図るための事業（以下「地域支援事業」という。）を事業に参画した都道府県及び市町村教育委員会と協働して推進する。地域支援事業は、10件以上実施し、事業における研究所の支援が有意義であったとの回答を80%以上で得ることを目標とする。

地域支援事業の取組や成果については、研究所のホームページへの掲載や参画地域における報告会等を通して、広く普及を図るとともに、事業報告会を公開する等により、他の都道府県・市町村等にも情報を提供する。

ロ 各都道府県等からのインクルーシブ教育システムの構築に係る相談に対応する。また、インクルーシブ教育システムの構築に係る研修会等に研究職員を講師として派遣する。その際、第4期中期目標期間中に実施した地域実践研究や地域支援事業の取組と成果をはじめとする知見の提供等、取組を支援する。また、全国特別支援教育センター協議会の会員による共同研究等、地域が協働して行う取組について支援する。これらの相談内容や取組については、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国に提供する。

② インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信の充実

イ インクルーシブ教育システム構築支援データベースについて、オンラ

イン説明会の開催により、幼稚園・認定こども園・保育所、小学校・中学校・高等学校等への情報発信・周知を図り、活用を促す。また、閲覧者の利便性向上を考えたデータベースとする。また、特別支援教育センター等と連携し、インクルD B掲載事例等を活用した研修を通して、教職員をはじめとした関係者の閲覧・活用を促し、事例のダウンロード件数について、年間2万5千件を確保する。

③ 関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相談支援

イ 校長会や教育委員会、特別支援教育センター等との関係強化を図り、関係団体の年間計画を把握し、戦略的に情報発信を行う。また、研究職員が自治体等で研修を行う際に研究所の事業や研究成果についての情報提供を行う。

ロ 都道府県等教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会及び大学の公開講座等への講師の派遣（会場に訪問せずインターネットを介して行うもの等を含む）を通して教員の専門性の向上に貢献とともに、研修会や公開講座等の内容に即した研究成果の普及や広報活動を計画的に進める。

ハ 日本人学校に対して、特別支援教育に関する情報提供を定期的（年15回程度）に実施し、関係者への情報発信を行うとともに、日本人学校の教員と日本人学校支援の一環として教員及び学校から紹介のあった保護者からの相談に対応し支援する。また、日本人学校からの遠隔支援の依頼に対応するとともに、文部科学省と連携し、日本人学校等在外教育施設に赴任する教員（管理職等）の研修会等で情報提供を行う。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 業務改善及び業務の電子化の取組

運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、調達等合理化の取組等により業務運営コストの縮減を図ることとし、経費縮減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に見直しを行う。

退職手当、特殊要因経費を除き、対前年度比で管理経費1%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図る。

また、契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、研究所の調達等合理化計画を策定・公表し自己評価する取組を着実に実施する。

さらに、調達等に当たっては、複数年契約を推進し、業務運営の合理化・効率化を図る。

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

加えて、電子決裁システムの利用の推進を図る。また、研修の案内や申し込み、レポート等の提出物のオンライン利用の取組を推進する。

2. 予算執行の効率化

業務達成基準による収益化の原則に基づき、中期目標の業務に応じて「研究活動」、「研修事業」、「情報普及活動」の業務ごとに予算と支出実績を管理し、予算執行の効率化を進める。

3. 間接業務等の共同実施

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構の4法人において、効果的・効率的な業務運営のため間接業務等の共同実施の取組を、費用対効果等を検証しつつ推進する。

4. 給与水準の適正化

給与水準については、「基本方針」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともに、給与水準及びその合理性・妥当性の検証結果や取組状況を公表する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためによるべき措置

1. 自己収入の確保

科学研究費をはじめ競争的資金等の外部資金の獲得を積極的に支援するとともに、研修員宿泊棟宿泊料等の施設使用料を検証し、自己収入の確保を図るための必要な措置を講じる。

2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進

体育館について、研修事業での活用を図るとともに、広報活動を充実し体育館及びグラウンドの障害者スポーツでの利用を含めた幅広い外部利用を

促進する。なお、体育館及びグラウンドの利用に当たっては、感染症の感染拡大予防に留意して行う。

3. 保有財産の見直し

保有財産については、利用実績等を的確に把握し、その必要性等について不断の見直しを行う。

また、研修施設については、他法人や関係機関等の施設も利用して研修を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行う。

IV 予算、収支計画及び資金計画

1. 令和5年度予算

収入	1,140,935 千円
運営費交付金	1,057,851 千円
施設整備費補助金	78,064 千円
自己収入	5,020 千円
支出	1,140,935 千円
人件費	725,450 千円
一般管理費	51,153 千円
業務経費	286,268 千円
研究活動	83,242 千円
研修事業	70,319 千円
情報普及活動	132,707 千円
施設整備費	78,064 千円

2. 令和5年度収支計画

費用の部	1,285,117 千円
人件費	725,450 千円
一般管理費	76,033 千円
業務経費	339,452 千円
減価償却	144,182 千円
収益の部	1,285,117 千円
運営費交付金収益	991,349 千円
施設費収益	78,064 千円
自己収入	5,020 千円

資産見返運営費交付金戻入	144,182 千円
賞与引当金見返に係る収益	50,373 千円
退職給付引当金見返に係る収益	16,129 千円

3. 令和5年度資金計画

資金支出	1,140,935 千円
業務活動による支出	1,062,871 千円
投資活動による支出	78,064 千円
資金収入	1,140,935 千円
業務活動による収入	1,062,871 千円
投資活動による収入	78,064 千円

V 短期借入金の限度額

限度額 3 億円

短期借入金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。

VI 剰余金の使途

研究、研修及び情報収集・発信事業等の充実、機能強化・組織見直し、施設・設備等の充実のための経費に充当する。

VII その他業務運営に関する重要事項

1. 内部統制の充実

内部統制については、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るため、内部統制システムの充実・強化を図る。

また、内部統制の仕組みが確実に機能を發揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、

- ① 研究所のミッションや理事長の指示が確実に全役職員に伝達されるため、掲示板システム等の情報システムの運用
- ② 研究所のマネジメント上必要なデータについて、各種会議等で情報の

収集・共有を行い理事長に伝達した上で、組織・業務運営において活用

- ③ 内部統制を有効に機能させるため、定期的な内部監査の実施及び監査結果の業務への反映

を理事長のリーダーシップの下、日常的に進める。

2. 研究データの管理・活用

「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における研究データの取扱いに関する基本方針（データポリシー）」に基づき、研究データの管理・活用を推進する。また、研究データを適切に管理する基盤システム（研究データ管理基盤）及び研究成果リポジトリの整備を推進する。

3. 情報セキュリティ対策の推進

政府の情報セキュリティに関する方針等に基づき、情報技術の進歩、新たな脅威の発生等に応じて適時点検し、必要に応じて対策の追加や修正等の見直しを行うことにより情報セキュリティ水準を適切に維持する。

また、情報セキュリティに関する教育・訓練・研修を年1回以上実施し、職員への周知徹底及び組織的対応能力の強化を図る。

4. 大学・関係機関等との連携

(1) 久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との連携・協力

自閉症や知的障害に係る教師の専門性や人材育成が求められていることから、研究所は、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との連携を推進し、全国の参考になる障害のある子供の教育に関する実際的・総合的な教育研究を行い、その成果を発信する。

また、久里浜特別支援学校と災害時に備えた避難訓練の実施や、久里浜特別支援学校等をはじめ特別支援学校での実践研究の充実に向け積極的な協力をを行う。

(2) 関係機関との連携強化

研究所をハブとして、インターネットを活用した全国の特別支援教育センター等同士のネットワークの構築を進め、研究活動や研修、情報収集・発信が活発に行われるよう推進するとともに、研究所が実施する研究成果の報告や研修事業の場として活用する。

また、近隣に位置する関係機関等との連携を強化するとともに、共同研究の実施や外部資金の共同での獲得等を視野に入れ、研究活動を中心とした組

織的かつ継続的な連携を大学等と実施する。また、広島大学と包括連携協定に基づく連携についての協議を進め、共同した事業を行う。

5. 施設・整備に関する計画

令和3年2月に策定した「インフラ長寿命化計画（個別施設計画）」に基づき、研究活動、研修事業、情報普及活動等の業務の円滑な実施に必要な施設整備を進める。また、構築したメンテナンスサイクルにより、予防保全、コスト抑制の観点を踏まえた修繕・改修の実施を図る。

6. 人事に関する計画

令和3年度に策定した人材確保・育成方針に基づき、研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動等を効率的に行うため、業務運営の効率化や業務量の変動に応じた柔軟な組織体制の構築に努めるとともに、中期計画を着実に実行するため、新規採用や人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的な育成かつ適正な配置を行う。また、研究力の向上に向けて、任期付研究員・客員研究員等として多様な専門性を有した研究者の確保や関連する外部機関との人材交流を推進するとともに体制を整備する。

さらに、職員の資質の向上や専門的な能力の向上を図るため、職員研修等を計画的に実施するとともに、実施に際しては、「基本方針」を踏まえ、他法人との共同実施による職員研修とするなど、効率化を図る。

加えて、業務遂行上求められる事項の周知・徹底を図る。

そのほか、職員のワークライフバランスの促進や適切な人事評価制度の運用等を進める。

7. 新型コロナウィルス感染症拡大防止のための研究所の事業について

ポストコロナ段階を見据え研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動等の事業について、インターネットを活用した事業・業務を推進するとともに、学校関係者及び関係機関等に有用な情報を提供していく取組を進める。

また、集合型の研究協議会、各種研修会、セミナー等の開催や体育施設等の利用にあたっては、新型コロナウィルス感染症拡大防止のための措置を図った上で実施する。